参考資料１

最近の雇用失業情勢（令和6年9月内容：ポイント版）

岐阜労働局　職業安定部

① 完全失業率（岐阜県：2024年4～6月モデル推計値）は、2．3%（前期は1．8%、前年同期は1．9%）
全国の9月の完全失業率（季節調整値）は、2．4%（前月は2．5%、前年同月は2．6%）

＊過去最高は5.5%【平成21年7月】

【資料出所：総務省統計局】

② 9月の岐阜局の有効求人倍率（季節調整値）は、前月より0．02ポイント低下の1．49倍となった。
【全国第4位（前月3位）】

＊過去最低は0.45倍【平成21年6月～8月】、過去最高は5.66倍【昭和48年11月】

③ 新規求人数（原数値）は14，026人（前年同月比8．3%減）で、前年同月比は2か月ぶり減少。
産業別では、金融業・保険業（前年同月差＋87人）などで増加。
医療・福祉（前年同月差▲436人）、卸売業・小売業（前年同月差▲239人）、サービス業（前年同月差▲203人）などで減少。

＊新規求人に占める正社員求人の割合は約49.4%

④ 新規求職者数（原数値）は5，710人（前年同月比3．1%減）となり、前年同月比は2か月連続の減少。
常用求職者（パートを含む）のうち事業主都合による離職者数は756人（前年同月比11．3%増）で、前年同月比は3か月連続増加。

＊新規求職に占める正社員希望の割合は55.6%

⑤ 東海3県の企業短期経済観測調査結果（9月調査）の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、製造業では前期より不足が減少（－21→－20）、
非製造業では前期より不足が増加（－40→－42）、全産業では前期より不足が増加（－29→－30）。

【資料出所：日本銀行名古屋支店】

⑥ 9月の倒産件数は8件、前月比42．9%減、前年同月比38．5%減。
負債総額4億9000万円、前月比51．7%増、前年同月比40．5%減。
業種別では、「サービス業」3件（前月4件）、「卸売業」2件（同1件）、「建設業」1件（同1件）、「小売業」1件（同7件）、「その他」1件（同0件）となった。
全体の倒産件数が減少する中、「サービス業」は2024年1月から毎月2件以上の倒産が発生している。一方、「製造業」の倒産が発生しなかったのは2023年7月以来14ヶ月ぶり。

【資料出所：帝国データバンク岐阜支店】

⑦ 9月の雇用保険の受給資格決定件数（一般求職者給付）は1，614件（前年同月比4．6%減）で、前月より55件減少。（※速報値のため、修正となる場合があります。）
受給者実人員（基本手当基本分）は6，979人（前年同月比3．5%増）であった。

＊受給者実人員の過去最高は17,503人【平成21年5月】

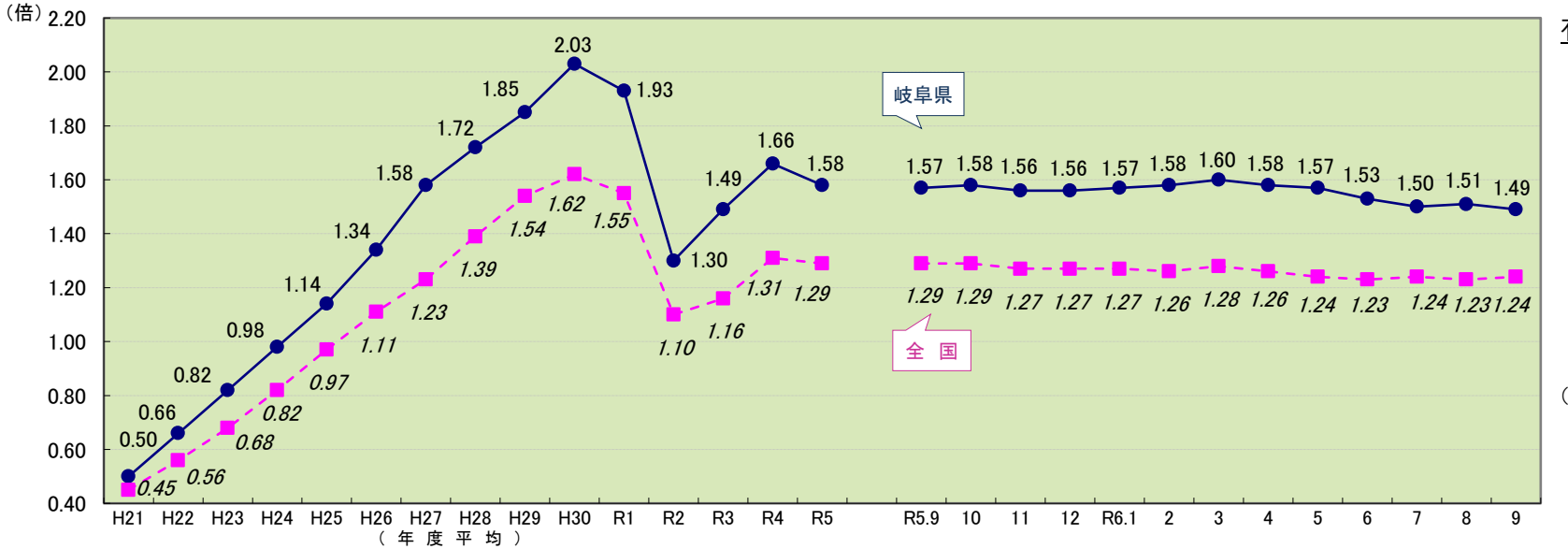

有効求人倍率の推移
（全国・岐阜県）

岐阜	1．49 （4位）
愛知	1．24 （24位）
三重	1．13 （34位）
静岡	1．12 （36位）
福井	1．78 （1位）
神奈川	0．90 （47位）

（注意）
年度別の有効求人倍率は月平均（原数値）、
月別の有効求人倍率は季節調整値。
令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

参考資料２

令和５年度岐阜県地域職業訓練実施計画

令和５年３月

１　総説

（１）計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 16 条第１項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の７第３項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第４条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者に対し、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定及び労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所及び地方公共団体等との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

（２）計画期間

計画期間は、令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までとする。

（３）計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

２　人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

地域における人材ニーズ、職業訓練の実施状況・分析結果、次年度の職業訓練の課題等岐阜県の雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率等の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、令和４年 12 月

現在では求人の持ち直しの動きが堅調である。

令和４年の有効求人倍率（原数値）は、年平均 1.64 倍となり、令和３年の 1.43 倍から 0.21 ポイント上昇している。建設業、介護・福祉等一部業種では依然人手不足感がある。県内経済の持続的な成長のためには、引き続き「働き方改革」の推進等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善、人材育成の強化・人材確保対策の推進、地方創生の推進及び労働者が安全で健康的に働くことができる職場づくりなど、労働環境の整備及び生産性の向上を図るとともに、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

これらの課題に的確に対応するためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

（１）デジタル人材の職業能力開発

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーションの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、離職者の就職の実現に資する公共職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが必要である。

特にデジタル分野においては、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むことが必要である。

（２）障害者の職業能力開発

ハローワークにおける精神障害者等の求職者数が増加を続けている中で、就職の実現に向けて、障害者の障害特性やニーズに応じた環境の整備が必要であるとともに、福祉から雇用への移行を促進するため、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力の開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

人生 100 年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。

（３）職業訓練の実施状況

令和４年度の新規求職者（49,651 人）のうち、求職者支援法第２条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和４年 12 月末現在で 23,538 人。

令和４年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）　737 人（令和 4 年 12 月末現在）
・求職者支援訓練　329 人（令和 4 年 12 月末現在）

・在職者訓練　　1,155 人（令和 4 年 12 月末現在）
・学卒者訓練　　197 人（令和 4 年 12 月末現在）

令和４年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）※1	施設内訓練	90.4%
	委託訓練	76.2%
・求職者支援訓練　※2	基礎コース	49.5%
	実践コース	56.0%

※1　定例業務統計報告調べ。令和３年度中に終了した訓練コースの訓練終了後３か月までの就職状況（１か月未満の訓練コース及び橋渡し訓練は除く）。

※2　令和３年度中に終了した訓練コースの訓練終了後３か月までの雇用保険適用就職率。

３　計画期間中の公的職業訓練の実施方針

２を踏まえた地域における計画期間内の公的職業訓練の実施方針（重点事項、留意事項等）

（１）関係機関との連携

・国（労働局）、岐阜県及び機構岐阜支部が一体的に公的職業訓練の策定を行うことで、訓練規模、分野、時期において適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。

・職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国、県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。このため、令和５年度においても岐阜県地域職業能力開発促進協議会を開催し、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

・岐阜県地域職業能力開発促進協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討や就職支援等の連携を図るため、岐阜労働局、岐阜県及び機構岐阜支部の訓練担当者等で構成するワーキング・グループを設置し、各関係機関がそれぞれの役割のもと、地域の産業界の訓練ニーズ等に対応した効果的な訓練の提供を図る。

（２）重点事項及び留意事項等

①就職率が高く、応募倍率が低い分野については、応募・受講しやすい募集訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。

②応募倍率が高く、就職率が低い分野については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討した上で運用を見直す。

③求職者支援訓練のうち、基礎コースは社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画を策定

する。

④委託訓練については、訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を推進し、計画数と実績の乖離の解消に努める。

⑤職業訓練のデジタル分野への重点化を図る。

4　計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

（1）　離職者に対する公的職業訓練

ア　公共職業訓練の対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

① 施設内訓練

・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。

・就職率は 100％を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー職業能力開発校	設備システム科	10	1 年
	住宅建築科	20	1 年
	合　計	30	

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムやコミュニケーションスキルとパソコンスキルを付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も導入する。

・就職率は 85％を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
岐阜職業能力開発促進センター	ものづくりオペレーション科	30	6 か月
	ものづくりデザイン科	60	
	金属加工技術科	26	
	電気設備技術科	32	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	建築ＣＡＤインテリア科	40	
	ものづくりオペレーション科(橋渡し)	6	1 か月
	ものづくりデザイン科（橋渡し）	12	
	金属加工技術科（橋渡し）	4	
	電気設備技術科（橋渡し）	6	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	6	
	建築ＣＡＤインテリア科（橋渡し）	6	
	合　計	252	

② 委託訓練

・県では建設、製造、介護等人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定する。
・デジタル人材の育成のため、デジタル分野の資格（IT スキル標準（ITSS）レベル 1 以上、Web デザイン関係）の取得を目指すコースを拡大する。
・子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースを積極的に設置する。
・就職率は 82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	うち前年度繰越	
			コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	21	345	8	130
就職氷河期世代（情報）	2	40	1	20
総務・経理事務（事務）	11	220	4	80
医療事務（事務）	8	160	3	60
不動産ビジネス（サービス）	1	15	0	0
CAD（製造）	5	75	2	30
建設機械運転（建設）	3	45	1	15
介護員養成（介護）	5	75	2	30
モノづくり技能（製造）	1	15	0	0
産業人材育成（未定）	3	45	1	15
web プログラミング（情報）	11	180	4	65
新情報産業（情報）	6	115	2	40
ＩＴ活用（情報）	4	80	2	40
定住外国人（介護）	3	45	0	0
保育士養成科（サービス）	6	51	3	26
介護福祉士養成科（介護）	4	43	2	23
合　計	**94**	**1,549**	**35**	**574**

※前年度繰越は定員ベースとする。

イ　求職者支援訓練

① 対象者数（定員）、目標（就職率）

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、470 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 790 人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

② 職業訓練の内容等

・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、岐阜県の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース　訓練認定規模の 40%程度
実践コース　訓練認定規模の 60%程度
※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 20%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース　30%
実践コース　30%

・新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととする。

・新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

③ 分野に応じた訓練コースの設定等

・IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コースの設定を推進する。

・IT 分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。

・IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める。

・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。

・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練(e ラーニング含む)、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

令和5年度求職者支援訓練計画（案）

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
		岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨
基礎コース	315	30	30	15	15	※ 30	15	15	15	30	15	15	15	30	15	15	15
		全県枠				全県枠				全県枠				全県枠			
実践コース	475	230				120				95				30			
介護系	100	60				20				20				0			
医療事務系	50	30				10				10				0			
デジタル系	110	60				30				20				0			
その他の成長分野など	215	80				60				45				30			
合　計	790	320				195				170				105			

※　第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースは学卒未就職・フリーター・非正規等対象とする。

※　同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。

（２）在職者に対する公共職業訓練

ア　対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

・県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	33	416	
職業能力開発校	5	50	配管科、電気工事科
職業能力開発短期大学校	28	366	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	100	木工科
合　計	38	516	

・機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施することにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練科
岐阜職業能力開発促進センター	92	900	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理
東海職業能力開発大学校	123	1,295	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理、教育／安全
合　計	215	2,195	

イ　効果的な在職者訓練の実施のための取組

・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

（３）学卒者に対する公共職業訓練

ア　対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学校の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。

・就職率は 100％を目指す。

施設名		訓練科名	定員（延定員）	期間
国際たくみアカデミー	職業能力開発校	自動車エンジニア科	20　（40）	2 年
	職業能力開発短期大学校	生産技術科	20　（40）	2 年
		建築科	20　（40）	2 年
木工芸術スクール		木工科	30　（30）	1 年
計			90（150）	

・東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。

・就職率は 95％を目指す。

施設名		訓練科名	定員（延定員）	期間
東海職業能力開発大学校	専門課程	生産機械技術科（生産技術科）	20（40）	2 年
		電気エネルギー制御科	20（40）	
		電子情報技術科	30（60）	
	応用課程	生産機械システム技術科	20（40）	
		生産電気システム技術科	20（40）	
		生産電子情報システム技術科	25（50）	
計			135（270）	

イ　効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等（訓練カリキュラム）の見直しを図るものとする。

（４）障害者等に対する公共職業訓練

ア　対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

・県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。

・就職率は 70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者職業能力開発校	基礎実務科	10	1 年
	OA ビジネス科	10	1 年
	Web デザイン科	10	1 年
計		30	

・企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援する。

　また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。

・就職率は 55%を目指す。

訓練コース		訓練期間	計画定員
知識・技能習得訓練コース		－	30
	IT 技能習得訓練科	2.5 か月	25
	ＰＣ・コミュニケーションスキル養成科	2 か月	5
実践能力習得訓練コース		3 か月以内	18
特別支援学校早期訓練コース		1 か月	3
合　計			51

イ　障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

　訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

　また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

　さらに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

5　その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等（訓練受講者に対する就職支援等）

・訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所）、岐阜県、機構岐阜支部及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

　また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

参考資料３

令和６年度岐阜県地域職業訓練実施計画

令和６年４月

１　総説

（１）計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第１項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15 条の７第３項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第４条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし。計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

（２）計画期間

計画期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。

（３）計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

２　労働市場の動向、課題等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率、完全失業率の悪化など雇用への大きな影響がみられたものの、令和５年 11 月現在では求人の持ち直しが堅調である。

令和５年の有効求人倍率（原数値）は、年平均 1.59 倍となり、令和４年の 1.64 倍から 0.05 ポイント低下しているものの、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って多くの業種において人手不足感が再び深刻化している。そのため、働く方の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

県内経済の持続的な成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

（１）デジタル人材の職業能力開発

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下 DX 等という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて企業規模等によっては DX 等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和５年 12 月 26 日閣議決定）等において、デジタル人材は質・量ともに不足、都市圏への偏在が課題とされ、課題を打開するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要とされており、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むことが必要である。

（２）障害者の職業能力開発

ハローワークにおける　新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう一層の環境の整備が必要であるとともに、人生 100 年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

（３）職業訓練の実施状況

令和５年度の新規求職者（51,611 人）のうち、求職者支援法第２条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和５年 12 月末現在で 23,950

人（速報値）。

令和５年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）　781 人（令和５年 12 月末現在）
・求職者支援訓練　369 人（令和５年 12 月末現在）
・在職者訓練　1,049 人（令和５年 12 月末現在）
・学卒者訓練　188 人（令和５年 12 月末現在）

令和４年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）※1	施設内訓練	87.9%
	委託訓練	79.7%
・求職者支援訓練　※2	基礎コース	47.8%
	実践コース	51.9%

※1　定例業務統計報告調べ。令和４年度中に終了した訓練コースの訓練終了後３か月までの就職状況（１か月未満の訓練コース及び橋渡し訓練は除く）。

※2　令和４年度中に終了した訓練コースの訓練終了後３か月までの雇用保険適用就職率。

３　計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和４年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

①　応募倍率が低く、就職率が高い分野（「製造分野」「建設（施設内）分野」「介護・医療・福祉分野」）があること
②　応募倍率が高く、就職率が低い分野（「建設（委託）分野」「理容・美容分野」）があること
③　公共施設内訓練は、全国実績と対比して就職率は高いが受講者数が少ないこと
④　デジタル人材については、求人ニーズ、求職者ニーズとも高いこと

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和６年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、応募・受講しやすい募集訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。製造分野においては、「ものづくり」の魅力が伝わる広報や求職者ニーズの高いカリキュラムを含んだコース設定の促進を図る。

②については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討した上で運用を見直す。理容・美容分野については、地域における労働市場状況を訓練受講希望者に対し的確に情報提供する。また、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。

③については、開講時期の柔軟化、効果的な周知広報等、受講者数増加のため

の取組を行う。

④については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

求職者支援訓練のうち、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画を策定する。

委託訓練については、訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を推進し、計画数と実績の乖離の解消に努める。

4　計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

（１）　離職者に対する公的職業訓練

ア　公共職業訓練の対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

① 施設内訓練

・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。

・就職率は100%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー職業能力開発校	設備システム科	10	1年
	住宅建築科	20	1年
	合　計	30	

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムやコミュニケーションスキルとパソコンスキルを付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も導入する。

・就職率は82.5%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
岐阜職業能力開発促進センター	ものづくりオペレーション科	30	6か月
	ものづくりデザイン科	60	
	金属加工技術科	24	
	電気設備技術科	30	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	建築ＣＡＤインテリア科	40	
	ものづくりオペレーション科(橋渡し)	6	1か月
	ものづくりデザイン科（橋渡し）	12	
	金属加工技術科（橋渡し）	4	
	電気設備技術科（橋渡し）	6	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	6	

岐阜職業能力開発促進センター	建築ＣＡＤインテリア科（橋渡し）	6	１か月
	合　計	248	

② 委託訓練

・県では建設、製造、介護等人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定する。
・デジタル人材の育成のため、デジタル分野において 245 人のコース設定を行う。
・ＤＸ推進スキル標準に対応するコースを新設する。
・子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースを積極的に設置する。
・就職率は 82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	うち前年度繰越	
			コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	19	310	9	140
就職氷河期世代（情報）	2	40	1	20
総務・経理事務（事務）	9	180	4	80
医療事務（事務）	7	140	3	60
不動産ビジネス（サービス）	1	15	0	0
CAD（製造）	5	75	2	30
介護員養成（介護）	4	62	1	15
モノづくり技能（製造）	1	15	0	0
産業人材育成（未定）	2	30	1	15
web プログラミング（情報）	10	175	3	55
新情報産業（情報）	5	100	2	40
DX 推進スキル標準（情報）	4	65	0	0
ＩＴ活用（情報）	3	60	1	20
建設機械運転（建設）	3	45	1	15
大型自動車免許	1	10	0	0
定住外国人（介護）	4	60	1	15
保育士養成科（サービス）	6	49	3	25
介護福祉士養成科（介護）	4	42	2	20
合　計	**90**	**1,473**	**34**	**550**

※前年度繰越は一部定員ベースとする。

イ　求職者支援訓練

① 対象者数（定員）、目標（就職率）

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する

雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、430 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 728 人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

② 職業訓練の内容等

・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、岐阜県の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース　訓練認定規模の 30%程度
実践コース　訓練認定規模の 70%程度
※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 30%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース　30%
実践コース　10%

・新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととする。

・新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

③ 分野に応じた訓練コースの設定等

・IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コースの設定を推進する。

・IT 分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。

・IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める。

・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。

・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実

施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練(e ラーニング含む)、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

令和6年度求職者支援訓練計画

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
		岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨
基礎コース	218	30	30	15	15	※ 20	15	15	15	20	15	15	0	13	0	0	0
		全県枠				全県枠				全県枠				全県枠			
実践コース	510	180				130				110				90			
介護系	100	40				20				20				20			
医療事務系	50	30				10				10				0			
デジタル系	150	40				40				40				30			
その他の成長分野など	210	70				60				40				40			
合　計	728	270				195				160				103			

※ 新規枠については、基礎コースは訓練認定規模の30%、実践コースは訓練認定規模の10%をそれぞれ上限として設定する。
※ 第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースのうち15人は学卒未就職・フリーター・非正規等対象コースを優先とする。
※ 同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。
※ 同一実施施設から同一分野の通常訓練は各四半期ごとに1コースのみとする。
※ ある認定単位期間で余剰定員が発生した訓練分野の定員については、同一認定単位期間内で、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。
※ 認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越分については、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

ウ　職業訓練の効果的な実施のための取組

・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、離職者訓練の訓練科目の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した効果的な訓練の取入れを行うものとする。

（2）在職者に対する公共職業訓練

ア　対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

・県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	49	576	
職業能力開発校	14	140	配管科、ブロック科
職業能力開発短期大学校	31	436	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	50	木工科
合　計	54	626	

・機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施する

ことにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練分類
岐阜職業能力開発促進センター	122	1,209 （目標 340）	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理
東海職業能力開発大学校	142	1,525 （目標 970）	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理、教育／安全
合　計	264	2,734	

イ　効果的な在職者訓練の実施のための取組

・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

（３）学卒者に対する公共職業訓練

ア　対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学校の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。

・就職率は 100％を目指す。

施設名		訓練科名	定員（延定員）	期間
国際たくみアカデミー	職業能力開発校	自動車エンジニア科	20　（40）	2 年
	職業能力開発短期大学校	生産技術科	20　（40）	2 年
		建築科	20　（40）	2 年
木工芸術スクール		木工科	30　（30）	1 年
合　　計			90（150）	

・東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。

・就職率は 95％を目指す。

施設名		訓練科名	定員（延定員）	期間
東海職業能力開発大学校	専門課程	生産機械技術科（生産技術科）	20（40）	2 年
		電気エネルギー制御科	20（40）	
		電子情報技術科	25（55）	

東海職業能力開発大学校	応用課程	生産機械システム技術科	20（40）	2年
		生産電気システム技術科	25（45）	
		生産電子情報システム技術科	30（60）	
合　　計			140（280）	

イ　効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等（訓練カリキュラム）の見直しを図るものとする。

（4）障害者等に対する公共職業訓練

ア　対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

・県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。

・就職率は70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者職業能力開発校	基礎実務科	10	1年
	OAビジネス科	10	1年
	Webデザイン科	10	1年
合　　計		30	

・企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練(障がい者委託訓練)を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援する。

また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。

・就職率は55%を目指す。

訓練コース		訓練期間	計画定員
知識・技能習得訓練コース		－	30
	IT技能習得訓練科	2.5か月	25
	ＰＣ・コミュニケーションスキル養成科	2か月	5
実践能力習得訓練コース		3か月以内	15
特別支援学校早期訓練コース		1か月	3
合　　計			48

イ　障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

5　その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

（1）訓練受講者に対する就職支援等

訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所)、岐阜県、機構岐阜支部及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

（2）地域におけるリスキリングの推進

県と市町村は、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する以下の事業に取り組むことができる。

① 経営者等の意識改革・理解促進

② リスキリングの推進サポート

③ 従業員の理解促進・リスキリング支援等

なお、実施する事業については、県が別途事業一覧として取りまとめ、岐阜県地域職業能力開発促進協議会に報告するものとする。

ハロートレーニング（離職者向け職業訓練）の６年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

岐阜県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練（高齢・障害・求職者支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分 野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け）＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野(02)	185	0	125	0	60
	営業・販売・事務分野(03)	480	0	360	0	120
	医療事務分野(04)	130	0	80	0	50
	介護・医療・福祉分野(05)	238	0	138	0	100
	デザイン分野(11)	210	0	120	0	90
	運送サービス分野(12)	10	0	10	0	0
	電気関連分野(15)	54	0	0	54	0
	製造分野(16)(17)	189	0	60	114	15
	建設関連分野(18)	115	30	30	40	15
	理容・美容関連分野(19)	30	0	0	0	30
	その他の分野(20)	30	0	0	0	30
求職者支援訓練（基礎コース）(00等)		218	0	0	0	218
	合計	1,889	30	923	208	728
	（参考） デジタル分野	395	0	245	0	150

※「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

拡充

公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

参考資料４

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	9/10			1/10

令和７年度概算要求額　556億円（540億円）　※（）内は前年度当初予算額

１　事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和８年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、**①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをする**ほか、**②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とする**ことにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国８７箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する**③ＤＸに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充**し、中小企業等のＤＸ人材育成を推進する。加えて、**④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る**。

２　事業の概要

令和５年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）9,788人／求職者支援訓練14,915人／生産性向上支援訓練13,682人

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

（１）DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
（IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ）

（２）企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を１人当たり２万円上乗せする

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、１人当たり月１．５万円を上限に委託費等の対象とする

③生産性向上支援訓練（ＤＸ関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（ＤＸ関連）の機会を拡充する（＋3,000人）　**【拡充】**

④デジタルリテラシーの向上促進

デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

※①～②は令和８年度末までの時限措置

３　訓練コースの質・量の確保の取組

訓練コースの質・量の確保のため、デジタル分野の訓練を含む公共職業訓練（委託訓練）の知識等習得コース及び求職者支援訓練の委託費等の単価を１人当たり月3,000円引き上げる　**【拡充】**

４　スキーム・実施主体等

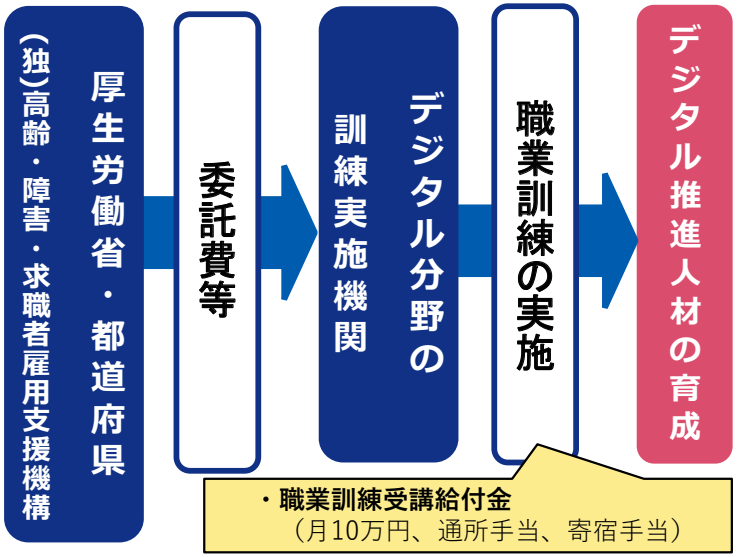

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施

令和７年度概算要求　3.1億円（ 3.1億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1　事業の目的

変化の激しい企業のビジネス環境に対応するために労働者のスキルアップが求められている中で、正社員に対してOFF-JTを実施した事業所割合が71.4%に対し、正社員以外に対しては28.3%と、正社員以外の労働者の能力開発機会は少ない状況にあり、非正規雇用労働者等が働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組を構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングを支援することが必要である。

このため、在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を引き続き試行的に、非正規雇用労働者等に対して提供する。

2　事業の概要・スキーム

（１）試行事業の実施

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、非正規雇用労働者等を対象とした職業訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施し、好事例となる取組を収集する。

（２）試行事業の内容等

ア　対象者

主に非正規雇用労働者　720名

イ　実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン（オンデマンド、同時双方向）形式を効果的に組み合わせて実施することを想定。

ウ　総訓練時間・受講可能期間

150時間程度。受講可能期間最大６か月

エ　受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

3　実施主体等

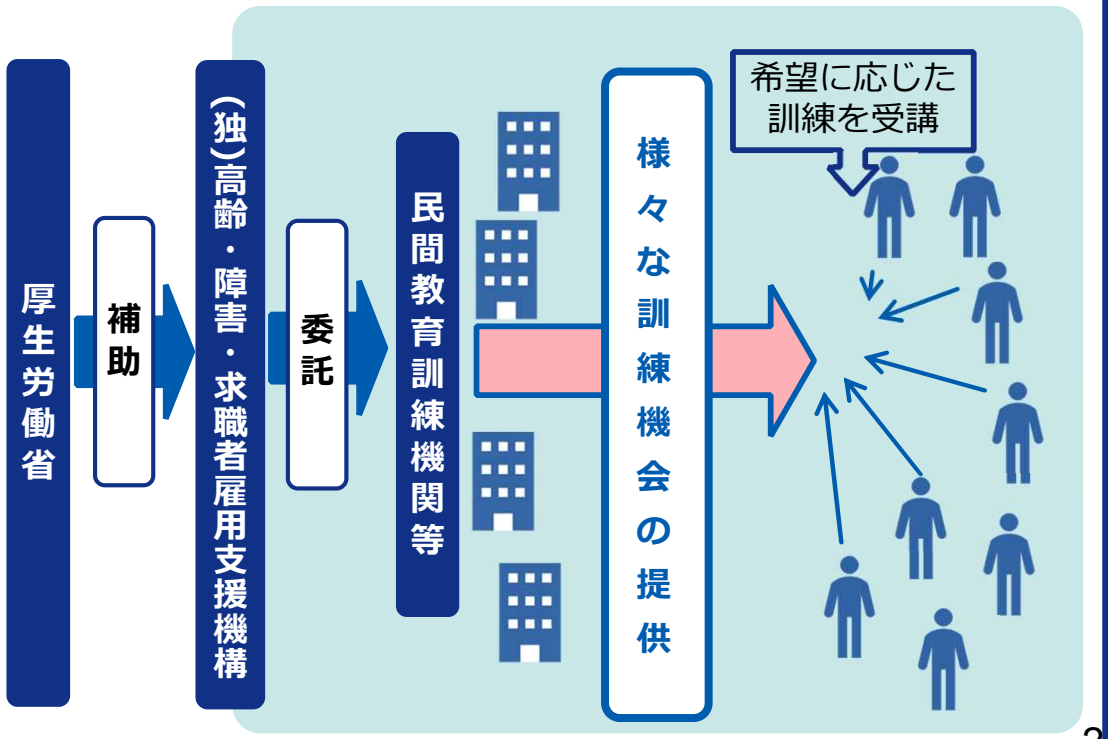

参考資料５

ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望に対する回答（令和５年10月1日から令和６年３月31日まで）

・件数　14件

※件数は、送信フォームに送付された件数であり、１つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、１件とカウントしております。

※上記の件数から、民間教育訓練実施機関からのハロートレーニングの運営や事務手続等以外のご意見・ご要望は除いております。

・お寄せいただいたご意見・ご要望のうち、同内容のものは集約して取りまとめております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
1	訓練共通	委託費等（公共職業訓練（委託訓練）における訓練実施経費、求職者支援訓練における認定職業訓練実施基本奨励金）の単価を上げてほしい。	訓練コースの質・量の確保のため、令和７年度予算概算要求において、公共職業訓練（委託訓練）の知識等習得コース及び求職者支援訓練の委託費等の単価について１人当たり月3,000円の引き上げを盛り込んでいます。
2	訓練共通	キャリアコンサルティングを必須とする理由を教えてほしい。 ハローワークにもキャリアコンサルタントが配置されているため、ハローワークで実施すればよいのではないか。	産業構造の変化、技術革新の進展等が進む中において、労働者が主体的に職業生活設計や職業能力の開発及びその向上を行うためには、キャリアコンサルタントによる相談等の援助を行うことが効果的です。訓練受講者が身近に、必要な時にキャリアコンサルティングを受けることができる環境整備を図るため、その必要性について公共職業訓練（委託訓練）では職業能力開発法第23条第4項にキャリアコンサルタントによる相談の機会の確保を規定し、求職者支援訓練では求職者支援法施行規則第2条第14号に訓練の認定要件としてキャリアコンサルティングの実施を規定しているところです。ご理解いただきますようお願いします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
3	訓練共通	委託費等（公共職業訓練（委託訓練）における訓練実施経費、求職者支援訓練における認定職業訓練実施基本奨励金）の支給について「1人1月当たり」でなく、「1コース当たり」での支給としてほしい。	委託訓練及び求職者支援訓練は、効果的な職業訓練の実施により、多くの受講者に技能習得を確保していただくことを目的に実施しているものであるため、委託費及び認定職業訓練実施奨励金は訓練実績（訓練生の数）に応じて支給することとしております。ご理解いただきますようお願いします。
4	受講あっせん関係	受講申込書に受講希望者のメールアドレスを記入する欄を設けてほしい。	今年度より、申込者本人が訓練実施施設との連絡方法についてメールを希望する場合には、受講申込書（様式C-1）（第１面）の欄外に本人のメールアドレスを記載することとしております。
5	受講あっせん関係	ハローワークによる就職支援計画書の作成が遅いことがあるため、早期作成をお願いしたい。	訓練開始日の前日以前にも就職支援計画書の作成を行うことは可能としていますので、ハローワークと適宜調整していただきますようお願いします。
6	受講あっせん関係	訓練募集案内を訓練校から必要部数印刷の上各ハローワークへ郵送しているが、各ハローワークで印刷してもらいたい。	開講する訓練コースも多いため、ハローワークで個別に印刷を行うことは困難であること、また印刷にかかる予算の措置等も必要となることから、引き続き訓練校で印刷し送付していただきますようお願いします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
7	受講あっせん関係	訓練コースを必ず開講できるよう、応募者をしっかり確保してほしい。	引き続き、ハローワークにおける制度の一層の周知に努めます。また、都道府県の実施する委託訓練については、開講時期の柔軟化等、応募・受講しやすくする対応の検討を都道府県に依頼しております。
8	受講あっせん関係	ハローワークから送信される求職者の緊要度に関する資料について、PDFで送信される場合やExcelで送信される場合があり統一されていないため、事務処理の効率化の観点からPDFで送信することで統一してほしい。	ご意見を踏まえ、ファイル形式を統一する方向で検討します。
9	受講あっせん関係	訓練受講予定者について、訓練受講の辞退申出ができる期限を設定してほしい。	疾病等による突発的な事象等により辞退するケースもあることから一義的に辞退可能日数等設けることは困難です。なお、受講申込者が正当な理由なく職業訓練の受講を拒否した場合には、以後一定期間、職業訓練を受講することができなくなる等の措置を講じております。
10	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費の対象となる「就職支援経費就職率」が60％以上又は80％以上となっているが、本要件を緩和できないか（「4か月以上・週20H以上の労働時間」という就職の定義を撤廃する、就職しないことに一定の理由がある場合は分母から除外するなどの要件緩和も含む）。	一定水準以上の雇用期間を要件としていることや就職率に応じた委託費等の上乗せ措置は、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としております。ご理解いただきますようお願いします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
11	公共職業訓練（委託訓練）	就職状況報告について、訓練生記載書類及び就職先事業所記載書類に加え、都道府県より確認の連絡が入るという事務スキームとなっているが、多すぎる書面と非効率な確認方法は撤廃すべきである。	事務手続きの効率化は重要と考えますが、ご指摘については公的職業訓練の適正な運用を確保するために必要な事務であることについて、ご理解いただきますようお願いします。
12	公共職業訓練（委託訓練）	都道府県に寄せられる、訓練の運営に関する受講生からの意見や苦情等について、当該意見のみを聞き入れるのではなく、他訓練生や訓練実施機関の意見も聴取した上で対応方針を決定してほしい。	いただいたご意見については、都道府県に情報提供させていただきます。
13	公共職業訓練（委託訓練）	訓練終了後の清掃（約10分～15分）を当番制で訓練生にお願いしているところ、「清掃は職業訓練では無いので実施不可」と都道府県からの連絡があった。清掃は訓練生にとって大切な訓練の一環と考えるため、実施を認めてほしい。 また、同一都道府県内の他の訓練機関では清掃を実施している実態もあり、県内の取扱いを統一してほしい。	いただいたご意見については、都道府県に情報提供させていただきます。
14	公共職業訓練（委託訓練）	就職の際に試用期間がある場合、労働条件通知書に記載される契約期間が事業所により異なる。 例えば、求人票の内容が「契約期間1年、契約更新の可能性あり、試用期間3か月」の場合に、労働条件通知書が「契約期間3か月、契約更新の可能性あり」となっているケースがあった。 同じ条件で就職したにもかかわらず労働条件通知書の記載が事業所によって様々であるため、就職支援経費の支給に公平性ないことから、改善してほしい。	就職支援経費は求人票の内容ではなく、実際の雇用契約の条件に基づき支給しており、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としていることから、一定水準以上の雇用期間を要件としております。ご理解いただきますようお願いします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
15	求職者支援訓練	訓練終了後の提出書類の期限に余裕を持たせてほしい。	訓練終了後に機構支部に提出を求めている書類の提出期限については、訓練実施機関の負担や、求職者支援訓練の適正な実施のために必要な期間等を考慮した上で設定しているものであるため、ご理解いただきますようお願いします。
16	求職者支援訓練	認定申請の際、年度が変わるたびに全ての書類を揃えて提出しないといけないため、様式17で省略できるよう改善してほしい。	ご指摘の点について検討いたしましたが、同一年度内の書類の提出を省略可能としている現状においても、翌年度提出した際に不備があるケース（運営拠点である賃貸借契約書の契約期限が切れている、サービスガイドライン自己診断表の有効期限が切れている等）が散見されているところであるため、さらに年度を超えて提出書類を省略することは困難です。ご理解いただきますようお願いします。
17	求職者支援訓練	訓練時間が正午をまたぐ場合であっても、午後に1時間しか訓練時間がない場合は昼食の時間を確保しなくても良いこととしてほしい。	ご意見を踏まえ、今後の取扱いについて検討します。
18	求職者支援訓練	6ヶ月の訓練コースを実施した場合、3ヶ月ごとに認定職業訓練実施基本奨励金を申請している。前半3ヶ月の出席率が100％であった場合、後半3ヶ月の出席率が各月80％未満でも、合計80％を超える出席率で修了要件を満たすことができるにもかかわらず、後半3ヶ月の基本奨励金は各月80％を切っているので、支給を受けることができない。 6ヶ月まとめて申請した場合は全期間分の基本奨励金を受給できるのに、3ヶ月ごとに申請した場合は3ヶ月分しか受給できないことになるため、改善してほしい。	ご意見を踏まえ、どのような取扱いが適切か検討します。